

【公表】

整理番号	55
契約番号	6農振財契第984号
件名	ICP発光分光分析装置の賃借（長期継続契約）
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎1階 元素分析室
概要	・ICP発光分光分析装置本体 1式（標準付属品含む。） 機種：サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製 iCAP PRO XP Duo ・冷却水循環装置 1台 ・データステーション 1式（パーソナルコンピューター（Windows10）・液晶モニタ・プリンタ・ラック含む。） ・オートサンプラー 1台 （詳細は、別紙仕様書のとおり）
借入期間	物件納入月から72ヶ月 ※納入日については財団と協議のうえ、決定すること。但し、令和7年3月30日迄に納入すること。
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること（営業種目は問わない）。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年12月16日（月） 午前10時00分（入札期間は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和6年11月20日（水）午前10時から令和6年11月27日（水）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕（必要事項を記入） (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕（必要事項を記入） (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 <u>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 生産環境科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0523

仕 様 書

- 1 件 名 ICP 発光分光分析装置の賃借（長期継続契約）
- 2 借入場所 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎 1階 元素分析室
東京都立川市富士見町 3－8－1
- 3 借入期間 物件納入月から 72 ヶ月
（地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約）
※納入日については財団と協議のうえ、決定すること。
但し、令和 7 年 3 月 30 日迄に納入すること。
- 4 賃借物件 ICP 発光分光分析装置 一式
◇全体構成
ICP 発光分光分析装置本体 1 式
（標準付属品含む。）
選定機種名 iCAP PRO XP Duo
（サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製）
冷却水循環装置 1 台
データステーション 1 式
（パーソナルコンピューター（Windows10）・液晶モニタ・プリンタ・ラック含む。）
オートサンプラー 1 台

5 基本仕様（規格・性能・付属品）

（1）分析法

同時多元素測定型であること。

（2）寸法・電源

・ ICP 発光分光分析装置 本体

横 620mm 以下 奥行き 700mm 以下 高さ 950mm 以下 単相 AC200V 30A 以下

・ 冷却水循環装置

横 400mm 以下 奥行き 600mm 以下 高さ 700mm 以下 単相 AC100V 20A 以下

（3）ICP 発光分光分析装置

ア 分光・測光部

- ・ 1 メソッド内で軸方向と放射光方向の両方向の分析ができること。
- ・ 同時内部標準補正が可能であること。
- ・ 随時波長校正が可能であること。
- ・ 波長域は少なくとも 167～800nm の範囲を有し、波長選択に制約がないこと。
- ・ エシエル型分光器を有し、ガスパージ方式によって精度を向上させる仕組みであること。

イ 光源部

- ・ 光軸調整が自動で行われること。
- ・ フリーランニング方式で発振を行う仕組みであること。

- ・トーチ形状は石英分解型であること。
- ・カウンターガスは分光器等から排出されたガスを再利用する方式であること。

ウ 試料導入部

- ・ネブライザーは同軸型であること。
- ・水溶液測定用と高塩類濃度用の部品が付属していること。
- ・内部標準自動添加機能を有していること。
- ・排液が停止していないかを監視し、リーク、目詰まりを検出する機能を有すること。

エ 検出部

- ・素子数が 2,000,000 素子以上の CID 型半導体検出器であること。
- ・同一試料で多量成分と微量成分が同時に測定できること。
- ・ランダムアクセス積分機能を有していること。
- ・過剰露光を防止し、波長間の干渉を抑えたものであること。

オ 運転時仕様

- ・測定時のアルゴンガス使用量がパージガスも含めて 20L/min 以内であること。
- ・測定時間が 18 元素測定時で 1 点 3 分以内であること。

(4) オートサンプラー

- ・未知試料 100 検体以上と標準試料 5 検体以上を搭載でき、自動で試料導入できること。
- ・試料導入後から次の試料導入を開始するまでの間に純水による自動洗浄が可能であること。

(5) 制御・解析用データ処理装置

ア パーソナルコンピューター

OS : Windows10 64bit 版
 メインメモリ : 4GB 以上
 ハードディスク : 250GB 以上
 ディスクドライブ : 少なくとも CD/DVD 読込可
 USB ポート : USB2.0 規格以上を 2 つ以上

イ 液晶モニタ : 15 インチ以上

ウ プリンタ : A4 サイズ以上印刷可能のカラーインクジェットプリンタ

エ ソフト

- ・本体の制御・解析用ソフト一式
 日本語 Windows10 上で動作可能であること。
 日本語版のソフトウェアであること。
 測定中にバックグラウンドの補正状況がリアルタイムで確認可能であること。
 得られたデータはマイクロソフトエクセルで表示できる形式で出力できること。
 自動装置診断機能を有していること。
- ・マイクロソフトオフィス 2019 以降

オ その他 : マウス、キーボード

6 設置

- (1) 設置作業を行い、正常に稼働するよう調整すること。

- (2) 設置後に操作やメンテナンスに関する職員へのトレーニングを行うこと。
- (3) 契約期間満了後又は契約を解除したときは、撤去作業を行うこと。

7 保守・修理

上記機器が常に良好な状態に整備され、既定の性能を維持し円滑に運転できるようにするため、以下の保守と修理を行うこと。なお保守・修理に関する技術料や出張料は賃貸人の負担とし、部品代は賃借人の負担とする。

(1) 定期保守

技術員を派遣して、年1回の保守を行う。なお定期交換部品がある場合はその交換も行う。

(2) 修理

通常の使用において故障した際はその都度電話や技術員派遣によって、随時点検修理を行う。

8 サポート体制

- (1) 首都圏にサポート拠点があり、迅速に対応可能な体制をとっていること。
- (2) 日本語によるサポート体制があること。

9 期間満了時の取り扱い

- (1) 契約期間満了時においては、財団はこの物件を通常の損耗を除き、現状に回復して返還するものとする。ただし、受託者が認めた場合は、現状のまま返還できるものとする。
- (2) 付属品等の返却については、財団と協議の上、決定すること。
- (3) 契約期間満了後に引き続き財団がこの物件を利用する意向を示した場合には、受託者は再リースする取扱いを可能とすること。

10 長期継続案件

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合、財団はこの契約を変更または解除することができるものとする

1.1 支払方法

月払いとし、賃貸人からの請求に基づき支払う。

1.2 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

1.3 東京都グリーン購入推進方針について

本契約の履行において物品等の調達にあたっては、別紙1の事項に配慮すること。

1 4 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特別条項については、別に定めるところによる。

1 5 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び掲載内容に疑義が生じたときは、その都度、公益財団法人東京都農林水産振興財団と協議し、決定すること。

(2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(3) 引取日については、担当者と打合せをすること。

1 6 連絡先

(公財) 東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター

生産環境科 土壌肥料チーム 電話 0 4 2 - 5 2 8 - 0 5 0 8

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの